○あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付要綱

令和８年５月２０日

告示第１０１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護支援専門員の人材確保及び資質向上を目的として事業者が行う取組を支援するため、研修を受講する従業員を雇用する事業者に対して交付するあま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、あま市補助金等交付規則（平成２２年あま市規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、市内に介護サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）を有する介護サービス事業者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の３２第１項に規定する介護サービス事業者をいう。）とする。ただし、国、他の地方公共団体等からこの要綱による補助金と同様の趣旨の補助金の交付を受けた者を除く。

（対象研修）

第３条　補助金の交付の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、愛知県内において実施される次に掲げる研修とする。

(1) 介護支援専門員実務研修（法第６９条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。）

(2) 介護支援専門員再研修（法第６９条の７第２項に規定する研修をいう。）

(3) 介護支援専門員更新研修（法第６９条の８第２項に規定する更新研修をいう。）

(4) 介護支援専門員専門研修（法第６９条の８第２項ただし書に規定する研修をいう。）

(5) 主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。）

(6) 主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第１４０条の６８第１項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。）

（対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業者が有する市内の事業所に勤務する従業員が受講した対象研修の受講料（資料代、旅費等を除く。以下同じ。）とする。ただし、対象事業者がその受講料の全額を負担するものに限る。

２　補助金の額は、対象経費に８分の３を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請及び請求）

第５条　対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、従業員が対象研修の課程を修了した日の属する年度の末日までに、あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修修了証明書の写し

(2) 対象事業者が対象経費の全額を負担したことを証する書類の写し

(3) 対象研修の課程を修了した従業員が就労していることを証する書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により対象事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

あま市長　様

申請者
所在地
名　称
代表者

あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付申請書兼請求書

あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所	所在地		
	名称		
受講者氏名			
研修名			
受講期間		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
受講料		円	円
受講者氏名			
研修名			
受講期間		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
受講料		円	円
事業者総負担受講料		円　Ⓐ	
申請額		円　Ⓐ×３／８（１，０００円未満切捨て）	

【添付書類】

（１）研修修了証明書の写し

（２）対象事業者が対象経費の全額を負担したことを証する書類の写し

（３）対象研修の課程を修了した従業員が就労していることを証する書類

※裏面の振込先口座も記載してください。

振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

あま市長　　印

あま市介護支援専門員等法定研修受講支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

交付について	交付　・　不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）